

**Q.**

令和2年分の年末調整より制度変更となったもののうち、新設された「ひとり親控除」について詳しく教えてください。

**A.**

令和2年分の年末調整では、制度改正がいくつもありました。  
(令和3年分の年末調整では、大きな制度改正はありません。) そのうち、新設された「ひとり親控除」について解説します。

### 【「ひとり親控除」とは】

生計を一にする子（他の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得の見積額が48万円以下の子）がいる親が、以下のいずれかに該当し、かつ、ご自身の合計所得金額が500万円以下である方が該当します。該当した場合、35万円の控除を受ける事ができ、原則としてその年の12月31日の現況で判断されます。

- ① 配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない（事実婚の関係と認められる人がいない）方
- ② 婚姻歴のない方
- ③ 配偶者の生死が明らかでない方

### 【従来からあった「寡婦（寡夫）控除」との違い】

寡婦（寡夫）控除とは、夫（妻）と離婚・死別した後、婚姻をしていない人が受けられる所得控除で、過去に婚姻歴があることが要件となっており、未婚で子供を扶養している”ひとり親”は適用対象外でした。また、男性のひとり親（寡夫）と女性のひとり親（寡婦）で控除額が違うといった問題点もありました。

そこで、「寡婦（寡夫）控除」の制度を縮小し、新たに「ひとり親」制度を設けることで、”婚姻歴の有無”や”男女の差”など関係なく、全てのひとり親に公平な税制支援が受けられるようになりました。縮小された「寡婦控除」では、一般の寡婦（扶養する子がない）のみの制度となります。

### 【事実上婚姻関係と同様の事情がある場合】

事実上婚姻関係とは、いわゆる事実婚のことを指し、役所に婚姻届を提出していないが「お互いに婚姻の意思を持って夫婦として共同生活を行っている状態」を言います。住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は、事実上婚姻関係とみなされてひとり親控除の対象外となります。